

※ 1/27~2/20要請分は、別途申請が必要 です。

【令和4年2~3月分】まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)を申請される旭川市内の事業者の皆さまへ

北海道における、まん延防止等重点措置の延長に伴う旭川市内の飲食店等への営業時間短縮等の要請に、令和4年2月21日から3月6日までの全ての期間、協力した事業者に対し、支援金を給付します。

申請手の詳細や申請書の記入方法等は、別紙「【令和4年2~3月分】まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)の申請について」をご確認ください。

対象施設

旭川市内の次のいずれかの店舗（詳細は、別紙をご確認ください。）

- (1) 飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- (2) バー・カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている遊興施設
- (3) 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- (4) 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等

給付額

1店舗1日当たりの売上高による支援金額に、要請に協力した日数を乗じた額（店舗ごとに算出）
【1日当たりの支援金額（基準額）】

	第三者認証制度の認証店		認証を受けていない店舗
	①営業時間：5時~21時 酒類提供：11時~20時	②営業時間：5時~20時 酒類提供：終日停止（休業含む）	
中小企業・ 個人事業者	1店舗当たり 2.5~7.5万円/日	1店舗当たり 3~10万円/日	
大企業	1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて 最大20万円/日		

受付期間・申請方法

- 受付期間 令和4年3月7日(月)~令和4年4月30日(土) (当日消印有効)
- 申請方法 郵送 (感染拡大防止の観点からご協力ください)

※ 申請書類等は、以下よりダウンロードすることができます。
旭川市公式ホームページ
URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d074802.html>

旭川市公式HP



《 お問合せ・郵送先 》

〒070-8506 (住所不要) 旭川市感染防止対策協力支援金事務局
電話 011-330-8235 (旭川市専用ダイヤル)
受付時間 平日 8時45分~17時15分